

障害者の人権を考える学習講座

浅田訴訟をみんなで考えます。

とき：2月9日(日)

じかん：13：30～16：30(受付13：00～)

ところ：高島公民館第1・2講義室

岡山市中区国府市場(電話：086-275-1341)

※資料代：500円 *保育可(連絡先に申し込みを)

・訴訟の理由は？
・法律は障害者の味方？
・これからの裁判の動向は？

【日 程】

13：00 受付

13：30 開会

13：35～14：40

話題提供

- ① 当事者：浅田達雄さん
- ② 介護を受けている障害者・家族
- ③ 障害者事業所から

14：50～16：10

講演：「浅田訴訟の意義とこれからの闘い～法律をわかりやすく～」

講演者：浅田訴訟弁護団から

16：30 質疑・閉会



浅田訴訟は9月19日に提訴し、

11月27日に第1回口頭弁論がありました。

・代理人意見陳述と原告浅田さんの意見陳述が行われなました。

1月15日(水)11時より第2回口頭弁論が予定されています。

この裁判を法律の側面から弁護団代表がわかりやすく講義してくれます。

ご参加ください。一緒に考えましょう。

主催

岡山肢体障害者の会

連絡先：吉田 裕美 090-8246-4140

後援

岡山市・障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会

浅田訴訟報告 「第1回口頭弁論」(させえ14号より)

代理人弁論：明快な弁論でこの裁判の二つ意義を！

原告の弁論：自分史を語り、求め続ける人間らしさを！



27日15:30、時折雨粒が当たる岡山地裁工藤1付けた52人の障害者と原告・4人の弁護士が、地裁半周のラピードル行動を行いました。

16時から開催された口頭弁論は、原告席から見ると傍聴席は、記者席を除いてほぼ満杯。被告席には、岡山市障害福祉課・福祉事務所職員が、裁判官席の下にも多数が座りました。

代理人陳述林崎弁護士の弁論から

原告側の最初の陳述は林崎弁護士。さわやかな声と明快な意見陳述で「私か想っていることを全部述べてもらったようであれいい気持ちでいっぱいでした。」と浅田さんに言わせた内容でした。

この裁判の意義は、第1に「障害福祉の典拠を明らかにすること」として、「憲法は、個人の尊重と幸福追求権の保障、法の下平等(14条)と生存権の保障(憲法25条)を定め、たまたまハンデを背負わされただけで何の責任もない人たちが、切り捨てるような社会であっておならないと宣言しています。障害のある人となん人が、分け隔てなく社会に参加するために、最低限必要な権利が平等に保障されるべきです。一部の障害者を差別して権利を奪うことは、許されません。」

第2に「岡山市の非人道的態度を問うこと」として「(1)当初の決定はサービスの全面打ち切りでしたが、何度も取消や変更がなされ、最終的には相当の部分が支給されました。岡山市は、なぜ最初から一部支給の決定をしなかったのでしょうか。」(2)浅田さんは、サービスを全面的に打ち切られたため、トイレにも行かず、尿路感染症で11日間も入院したり、床に倒れて起き上げられなくなったり、下痢で大便を漏らしたり、大変苦しみました。後から取消や変更がされても、時間を遡ってサービスを受けることはできません。浅田さんの苦しみがあったことにはおならないのです。」(3)岡山市は、障害福祉より介護保険の方が市町村の財政的負担が軽いために、65歳を迎えた障害者に介護保険への切り替えを求めているのです。浅田さんは、見せしめのように、サービスを全面的に打ち切られました。岡山市だけでなく、全国各地で同じような問題が起こりつつあります。全国の障害者が、今後二度と、浅田さんと同じような苦しみを味わうことのないようにならねばなりません」と。

最後に「2010年、障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国(厚生労働省)との間で基本合意が成立しました。その中で、障害者自立支援法7条の問題点が指摘されています。岡山市がこの基本合意を十分に理解していれば、今回の事件は起こらなかつたはずです。裁判所では、厳格な審理が行われるよう、強く要望します」と結びました。(以下代理人意見陳述要約版より)

浅田さんの陳述から

1948年2月16日に仮死出産で脳性小児まひとなり、重度の手足の不自由さを負いながら、小学校に5年遅れて入学し、中2で岡山養護学校に転校。

20歳で義務教育を卒業し、県立更生指導所に入所。2年間の訓練後、広島の大塚の家(就労事業所)に入所直前に母が事故死。2か月遅れて入所。しかし、作業が辛いと半年で辞めざるを得えず、自宅へ帰りの割り箸入れの内職をしながら、2年間を過ごす。

岡山県に初めて設置された療養施設に25歳で入所。ここで中間と自治活動の先頭に立つてからは、「鍵は自分で管理させてほしい。ほしい物を好きな新聞に買いたい。」等々の要求を管理者と話し合っつて一つ一つ解決しながら、7年間を過ごす。この間、27歳の時に父親が病死。一人ぼっちになる。

1980年5月から、施設を出て仲間と二人で、ボランティア(主に医学生)の協力を得ながら暮らすようになる。(以下略。)自分史を語り、人間らしさを求めて闘い続けてきたことを伝え、訴えたことこの理解を求めて陳述しました。

